

# 第1編 総 則

## 第1章 総 則

### 第1節 計画の策定方針

#### 1 計画の目的

本計画は、川西町が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、川西町防災会議が川西町に係る防災対策に関し、町・県及び関係機関やその他住民がその有する全機能を発揮し処理すべき事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用し、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

#### 2 本計画で扱う災害の範囲

本計画は、災害対策基本法に基づき、以下の自然災害及び大規模事故の対応を定めたものである。

- (1) 地震災害
- (2) 風水害
- (3) 雪害
- (4) その他大規模事故等（大規模な火災、危険物等の災害、道路災害、その他大規模な事故）

#### 3 他の計画との関係

- (1) 法令に基づく防災業務計画及び県地域防災計画との関係

この計画は、災害対策基本法に基づき定めるものであり、国の防災基本計画、山形県地域防災計画及び各指定行政機関等が作成する防災業務計画に整合するよう定める。

#### 4 川西町総合計画との関係

「かわにし未来ビジョン第5次川西町総合計画（平成28年度～令和7年度）」は、川西町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定された基本構想と基本構想の施策の方向性を具現化していくために、それぞれの分野の基本的な施策を明らかにした基本計画から成り立っているもので、本計画を含む他の計画の基礎を記したものである。

本計画は、かわにし未来ビジョン第5次川西町総合計画に掲げる次の将来像、基本目標、まちづくりのテーマ、分野別目標を踏まえ、総合的な防災施策の確立と地域の防災体制の構築の観点から体系化したものである。

町の将来像：「緑と愛と丘のあるまち」

基本目標：「夢と愛を未来につなぐまち」～田園回帰の時代の流れの中で～

まちづくりのテーマ：「協働」そして「共創」へ

施策の柱：「安全安心な暮らしづくり」

#### 5 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、川西町防災会議において毎年検討を加えらるとともに、必要がある場合にはこれを修正する。

#### 6 計画の習熟

町及び関係機関は、常日頃から危機管理や防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員は災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

#### 7 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 防災計画（本計画）   | 川西町地域防災計画をいう。   |
| (2) 本部          | 川西町災害対策本部をいう。   |
| (3) 本部長         | 川西町災害対策本部長をいう。  |
| (4) 町水防計画       | 川西町水防計画をいう。   |
| (5) 水防本部        | 川西町水防計画の定める町水防本部をいう。                                    |
| (6) 水防本部長       | 川西町水防計画の定める町水防本部長をいう。                                   |
| (7) 県           | 山形県をいう。   |
| (8) 防災関係機関      | 県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。 |
| (9) 県防災計画       | 山形県地域防災計画をいう。   |
| (10) 県本部        | 山形県災害対策本部をいう。   |
| (11) 県支部        | 山形県災害対策本部の支部（置賜総合支庁）をいう。                                |
| (12) 県本部長       | 山形県災害対策本部長をいう。  |
| (13) 県支部長       | 山形県災害対策本部の支部長をいう。                                       |
| (14) 県警察        | 山形県警察をいう。   |
| (15) 法          | 災害対策基本法をいう。   |
| (16) 県災害救助法施行規則 | 山形県災害救助法施行規則（昭和 36 年県規則第 4 号）をいう。                       |

## 第2節 町の概況

### 1 自然的条件

#### 位置及び面積等

位置	北緯 38° 00′ 08	東経 140° 02′ 57
距離	東西 18km	南北 21km
標高	最高 775m (玉庭)	最低202m (大塚町田地区)
	役場 225m	
面積	166.60km <sup>2</sup>	

### 2 川西町の地形、地質の特性

#### (1) 地形

置賜盆地に属する平坦部は、標高200m～300mの線で逐次山間部となり、飯豊山に続く山岳地に連なる。

平坦部と山間部の接するところは、著しく不連続な急勾配となっている。

主な河川は、最上川の上流松川、その支流の犬川、黒川、誕生川、元宿川、鬼面川といずれも最上川に注ぐ支川である。

#### (2) 地質

川西地区の西部は、第三紀凝灰岩の丘陵性山地とこれに続く洪積台地に接するが、平野部はこれら台地が鬼面川、犬川、黒川により浸蝕されて開析されたものと考えられる広義の沖積地であるが、河川沿岸の沖積地と異なり湖成沖積及び台地浸蝕面の二者が主である。

地震の原因の一つに挙げられる活断層については、従来の高戸屋山東方断層(5km)、黒川右岸断層(2km)の2層に加えて、長井盆地西縁断層帯(朝日町～米沢市約51km)が存在していることが平成18年に公表された。

### 3 気象

#### (春)

##### ① 急速な季節の進み

風雪や厳寒をもたらした冬の季節風も、3月に入ると急速に衰える。時折り寒波が入るが、3月から4月にかけての季節の進み方は急である。

##### ② 消雪の状況

平野部は4月10日ごろ雪は消えて気温が上がり、最低気温0℃以下の日は3月は20～25日ぐらい、4月になると5～8日ぐらい、5月はほとんど0となる。

##### ③ 天気の周期的な変化

春は、一年中で天気変化の激しい季節である。天気は、3～4日ぐらいの周期で変化し、日本海を低気圧が通過することが多く、そのため突風や春雷が発生し、急に気温も上がる。

##### ④ 融雪洪水

日本海の低気圧の接近時には、南風による気温上昇により、しばしば融雪洪水が起こる。

##### ⑤ 空気の乾燥

一般に4～5月は、空気が非常に乾燥し、また風も強いので、火災が発生しやすい。

#### (夏)

##### ① 気温の上昇

春に比較して気温の上昇がやや緩やかで、平均気温20℃を超える時期は6月中旬となる。

② 梅雨の入り

梅雨入りは、6月下旬ごろになるが、梅雨時は曇りや雨のうっとうしい日が多い。

③ 梅雨末期の大雨と集中豪雨

梅雨の終わりごろ（7月中旬から下旬）梅雨前線が山形県付近にかかり、その前線上を低気圧が通過する際は、雷を伴う梅雨末期の大雨を降らせることが多い。また、近年盛夏期に低気圧や夏の台風の影響で集中豪雨が発生している。

④ 梅雨明け

梅雨前線が北上し、その影響がなくなると梅雨明けとなる。時期は大体7月下旬ごろであり、年により早晚がある。

⑤ 最高気温の時期

梅雨が明け、天候の回復する7月下旬から8月中旬にかけての間は、太平洋高気圧におおわれ連日晴天が続き、一年中で最も気温の高い時期である。また、山脈をこえて来る南風がフェーン現象を起こし、異常な高温を記録することがある。

(秋)

① 台風シーズン

8月の終わりから10月にかけては台風のシーズンであり、台風の経路により気象状況も大きく変わる。台風が太平洋側を通るときは奥羽山脈などに大雨を降らせることが多く、日本海側を通るときは比較的少ないが、暴風に見舞われる。

② 秋の長雨

秋の初めには、日本の南沿いに前線が停滞して梅雨時のように毎日雨が降り続くことがある。

③ 移動性高気圧の通過と周期的天気の変化

秋の長雨が終わると移動性高気圧や低気圧が交互に通過するようになり、晴天が数日続きその後雨となる周期的な天気の変化となる。

④ 初霜

初霜を見るのは、10月中旬から下旬である。

⑤ 季節風のはしりと高山の初冠雪

一雨ごとに寒さが加わり、顕著な寒冷前線が通過した後には冬の季節風のはしりが現れる。この寒波で10月上旬の終わりごろから下旬までの間に高い山では初冠雪を見る。

⑥ 初雪

最低気温が0℃以下になるのは、平均して12月上旬で、初雪は、11月中旬ころである。

(冬)

① 北西の季節風

季節風は、月に6日ほどになり、雪を伴って3月ころまで吹き続ける。また、季節風は、大体2～3日くらいで終わるが、時には1週間吹き続け、強い寒波の場合は連日吹雪になる。

② 根雪になる時期

根雪は、12月下旬ころである。

## 4 社会的条件

### (1) 人口構成

本町の人口は、令和2年10月1日（令和2年の国勢調査）現在で14,558人（男7,101人、女7,457人）である。

年齢別で見ると、65歳以上の人口が39%と3割以上が高齢者であり、一方15歳未満の人口は10.3%と幼年人口は約1割と少なくなっている。

また、高齢化の進行に伴い、一人暮らしや夫婦等の高齢者世帯及び75歳以上の後期高齢者が増加し、また、寝たきり高齢者や一人暮らし高齢者が着実に増加していくことが予想される。

このようなことから、本町においても避難行動等に制約が多いと考えられる寝たきり高齢者及び後期高齢者への対策が重要となってくる。

### 年齢3階級別人口の推移

(単位：人：%)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	20,764	19,688	18,769	17,313	15,751	14,558
年少人口 0～14歳	3,370	2,273	2,273	1,953	1,749	1,498
構成比	16.23	12.11	12.11	11.3	11.1	10.3
生産年齢人口 15～64歳	12,714	10,921	10,921	9,976	8,663	7,378
構成比	61.23	58.19	58.19	57.6	55.0	50.7
高齢人口 65歳以上	4,680	5,575	5,575	5,384	5,339	5,682
構成比	22.54	29.70	29.70	31.1	33.9	39.0

資料：国勢調査（平成7年～令和2年）

### (2) 就業人口

国勢調査によると、就業構造は平成7年の第1次産業23.22%、第2次産業38.88%、第3次産業37.90%から、令和2年にはそれぞれ16.42%、32.34%、51.24%へ推移している。本町の産業を支える第1次産業も兼業化、高齢化、後継者不足等により減少し、第2次産業、第3次産業の就業者数が増加し、町外勤務者が増加するなど、生活圏の広域化に伴う昼間の留守家族の増加と生産年齢人口の町外流出による地域の防災力を弱める要因の一つとなっている。

### 産業別就業者人口の推移

(単位：人：%)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
就業者※	10,785	10,315	9,571	8,828	8,125	7,678
構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第1次産業	2,504	1,975	1,761	1,504	1,387	1,261
構成比	23.22	19.15	18.40	17.04	17.07	16.42
第2次産業	4,193	4,113	3,375	3,090	2,714	2,483
構成比	38.88	39.87	35.26	35.00	33.40	32.34
第3次産業	4,088	4,227	4,435	4,234	4,024	3,934
構成比	37.90	40.98	46.34	47.96	49.53	51.24
分類不能	3	1	4	32	34	—

資料：国勢調査（平成7年～令和2年）※就業者は分類不能を含まない人数

### (3) 交通

町の主要道路は、国道113号、国道287号、主要地方道高畠川西線、川西小国線、米沢飯豊線、米沢南陽白鷹線等である。総延長は、約96.6km

鉄道網については、南北方向にJR米坂線、東西にフラワー長井線が走っている。

### 第3節 防災機関の業務大綱及び住民・事業所の責務

災害対策基本法第42条第2項第1号の規定により、町及び町内の公共団体、その他防災上重要な施設の管理者のそれぞれの所掌事務又は業務の大綱、災害による被害を最小限にするために、住民が日ごろから、よく理解し、実行する責務については次のとおりとする。

#### 1 防災関係機関等の責務

##### (1) 町

町（川西町消防団を含む）は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町内の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、消防、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

##### (2) 消防

置賜広域行政事務組合川西消防署は、町内の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、町の行う防災活動を援助・協力する。

##### (3) 県

県は、町を包含する広域的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が町の区域を越えて広域にわたるとき、又は災害の規模が大きく町で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において統一的処理を必要とし、町と他の市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、自衛隊、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を援助するとともにその調整を行う。

##### (4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導及び助言等の措置をとる。

##### (5) 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により、知事の要請を受け、災害派遣を実施する。ただし、災害に際し、特に緊急を要し知事の要請を待つ暇がない場合は、要請を待つことなく災害派遣を実施する。

##### (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性に鑑み、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

##### (7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、常日頃から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

## 2 防災機関の業務大綱

### (1) 町

機関の名称	事務又は業務の大綱
川西町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 川西町防災会議及び川西町災害対策本部に関すること</li> <li>② 防災に関する組織の整備に関すること</li> <li>③ 治山治水その他地域保全に関すること</li> <li>④ 災害危険区域の指定及び対策に関すること</li> <li>⑤ 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること</li> <li>⑥ 災害応急・復旧用資材及び物資の備蓄、調達に関すること</li> <li>⑦ 自主防災組織・ボランティア団体等の育成、指導に関すること</li> <li>⑧ 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施に関すること</li> <li>⑨ 防災に関する調査研究に関すること</li> <li>⑩ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること</li> <li>⑪ 住民等への避難勧告、指示及び誘導に関すること</li> <li>⑫ 住民等への災害時広報及び災害相談の実施に関すること</li> <li>⑬ 被災者に対する救助・救護及び避難受入れに関すること</li> <li>⑭ 緊急道路及び緊急輸送の確保に関すること</li> <li>⑮ 被災した町施設・設備の応急復旧に関すること</li> <li>⑯ 災害時における給食・給水、保健衛生等の応急措置に関すること</li> <li>⑰ 管内の関係機関が実施する災害応急対策の調整に関すること</li> <li>⑱ その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること</li> <li>⑲ 所掌にかかる災害復旧に関すること</li> <li>⑳ その他町に関すること</li> </ul>
置賜広域行政事務組合 川西消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること</li> <li>② 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること</li> <li>③ 人命の救助及び救急に関すること</li> <li>④ 危険物及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関すること</li> <li>⑤ 住民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること</li> <li>⑥ 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること</li> </ul>
川西町消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害の警戒及び防御に関すること</li> <li>② 災害応急対策に関すること</li> <li>③ 災害情報の収集に関すること</li> </ul>

### (2) 山形県関係機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
防災くらし安心部・ 防災危機管理課 置賜総合支庁 総務企画部総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 気象通報の伝達及び災害情報の収集に関すること</li> <li>② 町の応急対策の指導、応援の指導及び代行に関すること</li> <li>③ 自衛隊の派遣要請に関すること</li> <li>④ 災害救助法の適用に関すること</li> </ul>

	⑤ その他県に関すること
置賜総合支庁 建設部	① 水防、住宅対策に関すること ② 道路の災害予防及び災害復旧に関すること ③ 交通施設、障害物の除去その他土木建築対策に関すること
置賜保健所	① 災害時における医療、環境衛生、食品衛生に関すること ② 被災地の飲料水対策に関すること
山形県警察本部 米沢警察署	① 災害関係情報の収集並びに伝達に関すること ② 災害警備活動に関すること ③ 災害時の交通確保及び通行禁止または制限に関すること ④ 死体の検視及び確認に関すること

(3) 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所 南陽出張所 気象庁 山形地方气象台	① 災害の警戒及び防御に関すること ② 災害応急対策に関すること ③ 災害情報の収集に関すること ④ 防災思想の普及に関すること

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
川西町内郵便局	① 収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上作成した避難先リスト等の情報の相互提供に関すること ② 郵便、為替貯金及び簡易保険の郵便事業に関わる災害特別事務取扱及び援護対策 ③ 避難所の臨時郵便差出箱の設置に関すること ④ 施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供に関すること
東日本電信電話(株) 山形支店	① 電気通信施設の整備点検及び応急復旧対策に関すること ② 気象警報の伝達に関すること ③ 災害時における通信の確保及び利用調整に関すること
東北電力ネットワーク(株) 米沢電力センター	① 電力供給施設の防災対策及び災害復旧対策に関すること ② 災害時における電力供給の確保及び調整に関すること
米沢平野土地改良区 白川土地改良区	① 水門、水路、ため池及び農道その他の農業用施設の整備及び維持管理に関すること ② 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害復旧に関すること

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都町田市	① 食糧及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 救護及び救護活動に必要な車両等の提供

	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供</li> <li>③ 児童生徒を含む被災者を一時収容するための施設の提供</li> <li>④ ボランティアの斡旋</li> <li>⑤ 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣</li> </ul>
山形県内市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 応援措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供</li> <li>② 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等</li> <li>③ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供等</li> <li>④ 救護及び救助活動に必要な車両等の提供等</li> <li>⑤ 救護及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援等</li> <li>⑥ 被災者の一時収容のための施設の提供等</li> </ul>
福島・宮城・山形広域圏	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 食糧、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供</li> <li>② 応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供</li> <li>③ 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣</li> </ul>
兵庫県川西市、新潟県十日町市、奈良県川西町（ネット川西）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供</li> <li>② 被災者の救出、救護、防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供</li> <li>③ 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供</li> <li>④ 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣</li> <li>⑤ ボランティアに関する情報の提供</li> </ul>
山形おきたま農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 共同利用施設の災害応急対策及び復旧、被災組合員に対する融資又はその斡旋</li> <li>② 必要により災害対策用として種もみの購入備蓄</li> </ul>
米沢地方森林組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害の応急及び復旧対策の確保についての協力</li> </ul>
川西町商工会	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時における物価安定についての協力、援助物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋</li> <li>② 加盟各事業者との連絡調整に関する事</li> <li>③ その他町の要請に対する協力に関する事</li> </ul>
川西町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時のボランティアの受入れに関する事</li> <li>② 要介助者への救助及び生活支援活動の協力に関する事</li> </ul>
一般病院・医院	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時における収容患者に対する医療の確保</li> <li>② 災害時における負傷者などの医療救護</li> </ul>
歯科医院	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時における歯科医療活動に関する事</li> </ul>

南陽東置賜薬剤師会	① 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること ② 医薬品の調達、供給に関すること
一般建設業者	① 災害時における応急復旧協力
一般運送業者	① 災害時における緊急輸送の確保

(6) 協力機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
川西町建設業協会	① 災害時における応急対策、復旧対策に関すること ② 災害の応急措置及び復旧作業に必要な資機材の提供に関すること ③ 必要な車両、重機の提供及び技術者の派遣に関すること
川西町建設組合	① 災害の応急措置及び復旧作業に必要な資機材の提供 ② 災害の応急措置及び復旧作業に必要な技術者の派遣
川西町危険物安全協会	① 災害時における危険物の応急処理に関すること ② 災害時における燃料の提供に関すること
川西町女性団体連絡協議会	① 災害時における炊き出し従事者の派遣に関すること ② その他町からの要請に対し協力できる事項
アマチュア無線クラブ	① 災害現場における無線通信に関すること
NPO法人コメリ災害対策センター	① 災害時における物資の供給に関すること
山形県生活協同組合連合会	① 災害時における物資の供給に関すること ② その他町からの要請に対し協力できる事項
ヤマト運輸(株)	① 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務 ② 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務 ③ 支援物資等の保管施設の運営業務
(株)山田鶏卵	① 災害時における物資の供給に関すること
(株)ニューメディア	① 災害時におけるコミュニティFM放送局での災害放送に関すること
東北カートン(株)	① 災害時における物資の調達に関すること
一般社団法人 山形県解体工事業協会	① 災害時における建築物の解体撤去に関すること
社会福祉法人 川西福祉会	① 災害時における福祉避難所の開設及び要配慮者の受入れに関すること

一般社団法人 山形県 L Pガス協会、同協 会東南置賜支部	① 災害時における応急対策用燃料（液化石油ガス）等の供給に関する こと
一般社団法人 全日 本冠婚葬祭互助協会	① 災害時における遺体収容等に必要な資機材等及び役務の提供に関 すること ② 災害時における遺体搬送及び避難場所の提供に関する こと ③ 災害時における避難場所等における炊き出しや食事等の提供に関 すること
公益社団法人 日本下水 道管路管理業協会	① 災害時における公共下水道及び集落排水の管路施設等の復旧支援 協力に関する こと
山形三菱自動車販売(株)	① 災害時における電動車両及び給電装置の貸与に関する こと
ヤフー(株)	① 災害時における町からの情報発信等の協力に関する こと
山形県 土地家屋調査士会	① 災害時の不動産登記、筆界、筆界特定の手続きの相談に関する こと
佐川急便(株)	① 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する こと
東日本電信電話(株)	① 防災活動の最大化を図り、地域住民の安心安全と地域資源価値向上 への連携協力に関する こと
(株)ヤマザワ	① 災害時における支援物資の提供及び避難場所等の協力に関する こと

### 3 住民・事業所の責務

「自分のことは自分で守る（自助）。自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」ということを中心に、災害に強い人づくり、災害に強いまちづくりのために、住民一人ひとりが、地域の組織及び事業所が、下記の役割を理解し、実行するように努める。

機関の名称	事務又は業務の大綱
住 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 家庭内で災害時の対応についてあらかじめ話し合うこと</li> <li>② 家具類の転倒防止や食器・ガラス類の落下防止対策を図ること</li> <li>③ 灯油、電気・ガス等の器具類を整備し、消火器や水の汲み置きによる出火防止対策を図ること</li> <li>④ 水・食料等の最低3日間、推奨1週間分の備蓄、医薬品・携帯ラジオなど非常持ち出し用品の準備</li> <li>⑤ ブロック塀等の点検補修など、敷地内の安全対策を図ること</li> <li>⑥ 町、町内等で行う防災訓練に積極的に参加し、隣近所での声かけ・助け合い体制を確立</li> <li>⑦ 川西町避難行動要支援者避難支援プランに基づき、事前に避難支援を地域組織や駐在所等に知らせておくこと</li> </ul>
地域の組織 (自主防災 組織)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 初期消火、救出・救護、避難訓練等を積極的に行い、組織内住民に対して防災知識の普及や出火防止の徹底を図ること</li> <li>② 災害に対応するための組織化を図り、消火、救助、炊き出し資材等の整備・保守及び非常食糧等の備蓄を図ること</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 地域内の危険箇所・避難経路を点検・把握し、周知すること</li> <li>④ 地域内住民の連携を高め、住民間の支援体制を確立するよう努めること</li> <li>⑤ 行政及び地域内企業・事業所との連携・協力体制を整えること</li> </ul>
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業所内外の安全化を図り、防災計画や非常用のマニュアルの整備など事業活動の継続対策を立てること</li> <li>② 防災資機材・水・食糧の備蓄等従業員や顧客の安全対策・安否確認体制、帰宅困難者対策の整備を図ること</li> <li>③ 地域の防災訓練等に積極的に参加し、地域組織や関係機関との協力関係、また、事業所間での協力関係を整えること</li> </ul>

## 第4節 災害の危険性

### 1 地震災害

#### (1) 地震の種類

地震は、プレート境界の地震、沈み込むプレート内地震、陸域の浅い地震に分けられる。

このうち、山形県の地域で被害を及ぼす恐れのある地震は、「庄内平野東縁断層帯」、「新庄盆地断層帯」、「山形盆地断層帯」、「長井盆地西縁断層帯」の4つの主要な活断層の活動による地震である。

#### (2) 県内の活断層

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、その地震の原因である「活断層」が一躍注目を集めたことから、国では、全国の主要な98断層帯について平成7年度から調査を開始した（後に見直され、2019年2月26日現在、114断層帯となっている）。

山形県内では、「庄内平野東縁断層帯」、「新庄盆地断層帯」、「山形盆地断層帯」、「長井盆地西縁断層帯」の4つの断層帯について調査が行われ、次のような長期評価が公表された。

断層帯名 (公表年月)	位置・長さ	地震の 規模 (マグニ チュー ド)	地震発生 可能性 (ランク)	発生確率		
				今後30年 以内	今後50年 以内	今後100年 以内
庄内平野東縁断層帯 (平成21年10月)	(北部) 遊佐町～庄内町 約24km	7.1程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
	(南部) 酒田市～鶴岡市 約17km	6.9程度	S*ランク	ほぼ0%～ 6%	ほぼ0%～ 10%	ほぼ0%～ 20%
新庄盆地断層帯 (平成23年5月)	(西部) 鮭川村～大蔵村 約17km	6.9程度	Aランク	0.6%	1%	2%
	(東部) 新庄市～舟形町 約22km	7.1程度	S*ランク	5%以下	8%以下	20%以下
山形盆地断層帯 (平成19年8月)	(北部) 大石田町～寒河江市 約29km	7.3程度	S*ランク	0.003%～ 8%	0.005%～ 10%	0.01%～ 20%
	(南部) 寒河江市～上市市 約31km	7.3程度	Aランク	1%	2%	4%
長井盆地西縁断層帯 (平成17年2月)	朝日町～米沢市 約51km	7.7程度	Zランク	0.02%以下	0.04%以下	0.1%以下

(地震調査研究推進本部による、平成31年2月26日公表)

【参考】地震発生可能性(ランク)：30年以内の地震発生確率において、Sランク(高い：3%以上)、Aランク(やや高い：0.1～3%)、Zランク(0.1未満)、Xランク(不明)で表します。

なお、地震後経過率が0.7以上である活断層は、ランクに\*を付します。

地震後経過率とは、現時点の地震発生の切迫度を示す数値です。1に近づくと、次の地震がいつ起きてもおかしくない状態として予測しています。

### (3) 東日本大震災の発生

平成23年3月11日、午後2時46分に発生した地震は、国内最大規模のマグニチュード9.0を観測した。本町における震度は、5弱を観測した。

#### 【町内の被害状況】

番号	発生地区	民間・公共	対象物	被害状況
1	小松地区	民間	住家	壁にひび
2	中郡地区	民間	住家	階段にひび
3	犬川地区	民間	住家	一部損壊
4	吉島地区	民間	住家	一部損壊
5	中郡地区	民間	非住家	車庫倒壊。R287に一部散乱。
6	小松地区	民間	非住家	樽平酒造倉庫に亀裂
7	吉島地区	民間	非住家	家畜市場牛係留所倒壊
8	小松地区	民間	非住家	カーポート倒壊
9	小松地区	民間	非住家	カーポート倒壊
10	大塚地区	民間	非住家	牛舎倒壊
11	小松地区	民間	非住家	カーポート倒壊
12	犬川地区	民間	非住家	倉庫壁損傷
13	中郡地区	民間	非住家	全壊
14	中郡地区	民間	建物	倉庫、基礎、壁一部損壊
15	小松地区	公共	建物	プラザ天井のボルト、ボード等落下
16	小松地区	公共	建物	農改センターシャンデリア一部破損
17	犬川地区	公共	道路	県道犬川停車場線に亀裂
18	小松地区	公共	建物	小松地区交流センタードアにひび
19	小松地区	公共	建物	中央公民館一部ガラスにひび
20	小松地区	公共	建物	町体育館天井のボルト落下。柱にひび。
21	小松地区	公共	展示物	埋蔵文化資料館の展示壺破損
22	吉島地区	公共	建物	吉島地区交流センター各所損壊
23	小松地区	公共	建物	東沢保育所壁損傷
24	小松地区	公共	建物	置賜農業高校体育館壁損傷。温室ガラス損傷。
25	玉庭地区	公共	その他	玉庭地区交流センター電話不通
26	小松地区	公共	備品	小松保育所テレビ落下

#### 【町内の停電状況】

平成23年4月7日午後11時33分に町内全域が停電となり、4月8日午前9時19分に復旧した。

### (4) 災害想定

山形県が、平成18年3月に公表した、長井盆地西縁断層帯を震源とする地震による被害想定については、置賜地域を中心に村山地域でも大きな被害が発生し、建物やライフラインなどについては、県内全域で被害が発生する可能性があるとしている。

地震規模がM7.7としての被害状況については、次のように想定されている。

① 人的被害と建物被害

		人的被害（人）		建物被害（戸、％）			
		死 者	負傷者	全壊棟数	全壊率	半壊棟数	半壊率
川 西 町	夏季昼間	32	469	978	12.9	1,654	21.8
	冬季早朝	94	962	1,119	14.8	1,892	25.0
	冬季夕方	43	571				
置賜地区	夏季昼間	379	4,452	11,568	9.7	20,848	17.5
	冬季早朝	904	8,068	13,138	11.0	23,690	19.9
	冬季夕方	513	5,457				
県 全 体	夏季昼間	755	9,286	20,216	3.8	46,022	8.7
	冬季早朝	1,706	16,405	22,475	4.2	50,926	9.6
	冬季夕方	1,009	11,324				

② ライフラインの被害

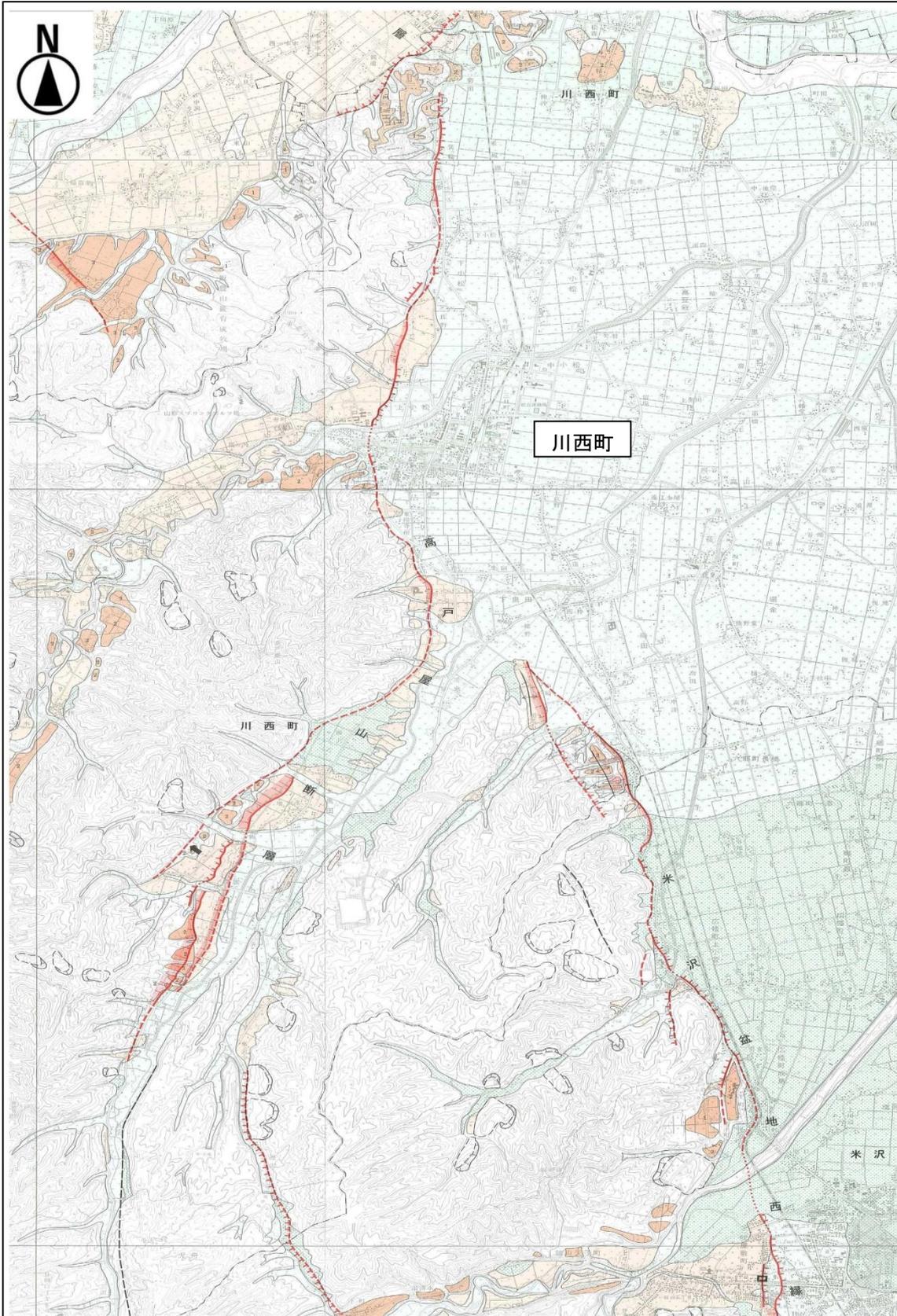
			川 西 町	置賜地区	県 全 体
上 水 道	地震直後	世帯数（戸）	4,723	68,218	327,131
		断水率（％）	99.2	98.5	87.2
	一日後	世帯数（戸）	4,396	61,519	254,304
		断水率（％）	92.3	88.9	67.8
L P ガス	要点検供給世帯数（戸）	803	11,115	52,495	
	全 半 壊 率（％）	39.7	13.7	14.8	
下 水 道	配水困難人口（人）	277	5,335	25,628	
	被 害 率（％）	4.42	4.40	3.39	
電 気	停電世帯数（戸）	844	13,175	43,750	
	停 電 率（％）	17.3	17.5	9.6	
	被害電柱本数（本）	51	458	1,134	
固定電話	不通世帯数（戸）	500	7,854	25,709	
	支 障 率（％）	8.6	8.9	5.0	
	被害電柱本数（本）	40	334	771	

③ 避難者数の想定

		川 西 町	置賜地区	県 全 体
昼 間	避 難 者 数 （人）	1,813	23,337	72,488
	避 難 率 （％）	9.2	9.7	5.8
夜 間	避 難 者 数 （人）	2,563	26,501	78,849
	避 難 率 （％）	13.1	11.0	6.3

断層位置図

出典：「都市圏活断層図」



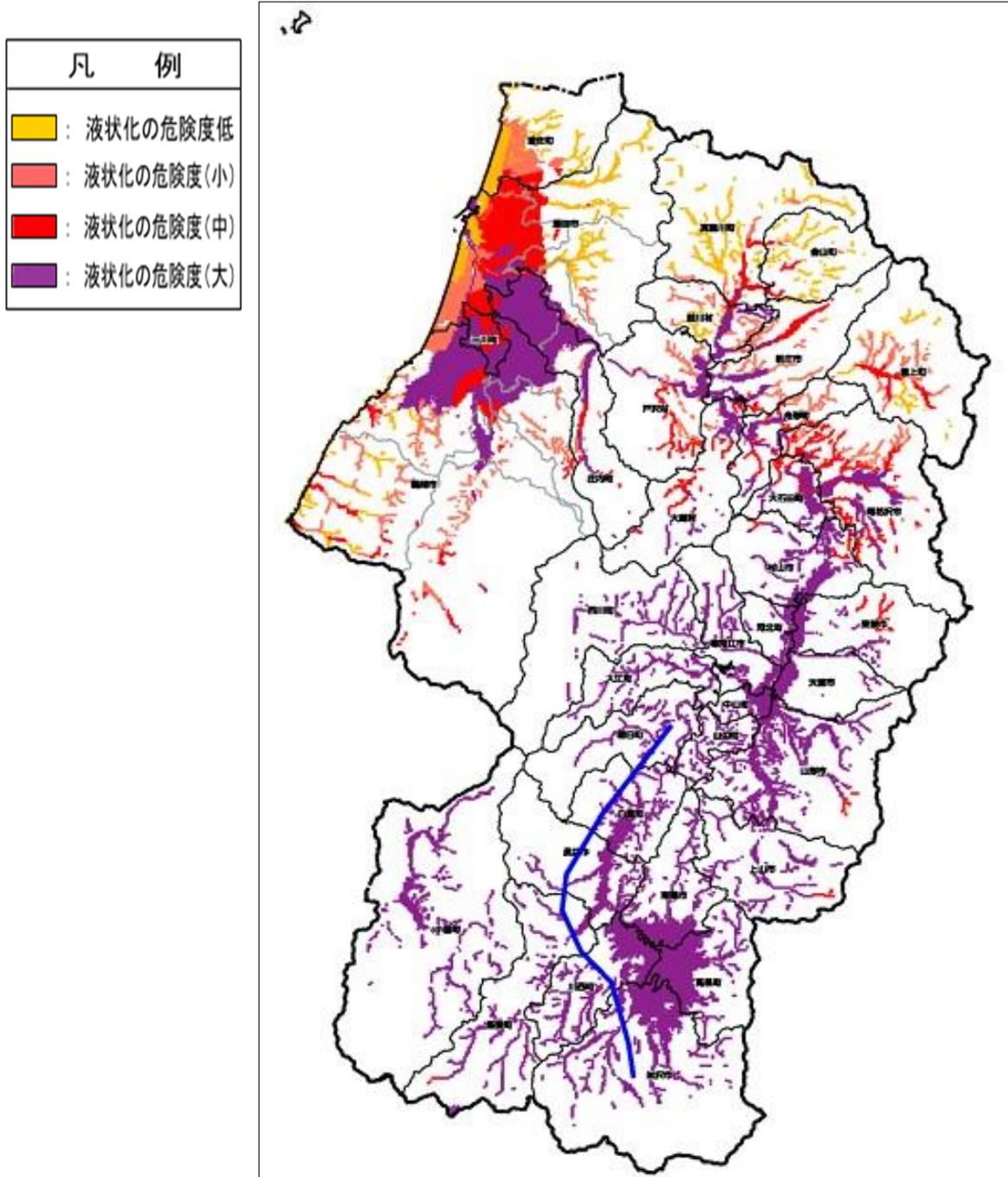


参考資料

図 液状化危険度分布図

液状化とは、地震により一時的に地盤が液体のようになってしまいます現象で、液状化が発生することにより、上下水道のマンホールが浮き上がったたり建物が傾いたり、施設等に大きな被害を与えるおそれがある。

出典：「長井盆地西縁断層帯地震被害想定調査」



## 2 風水害

### (1) 風水害の概要

- ・「風 害」 主として冬の季節風、前線通過による突風、台風による災害が考えられる。
- ・「水 害」 主として台風、低気圧、梅雨前線、雷雨などの豪雨による水害であるが、近年集中豪雨による災害が多い。
- ・「土砂災害」 主として集中豪雨により地盤がゆるみ「がけ崩れ」「地すべり」「土石流」などの災害がある。

### (2) 風水害の発生状況

本町の強風による災害は、3月下旬から4月にかけてと10月ごろに多く発生し、また、水害は、梅雨前線の活動が活発になる6月下旬から8月上旬にかけて最も多い。

#### ① 台風により、災害をもたらした台風の発生するコース別の被害は、次のとおりである。

##### ア 暴風による強風害の発生するコースでの被害

山形県の北西部又は日本海沖を通過し北北東に進んだ場合、強風に伴う建物・施設等の倒壊、農作物の被害が発生することが多い。

##### イ 豪雨に伴う災害が発生するコースでの被害

山形県の南東部又は太平洋沿岸を通過し北北東に進んだ場合、大雨に伴う浸水、土砂崩壊等の被害が発生することが多い。

#### ② 風（台風を除く）

風による災害が発生する誘因は、冬の季節風、温帯低気圧、雷雨性突風、寒冷前線通過の際の突風等があり、強風害を発生させる。

#### ③ 豪雨

雨による災害が発生する誘因は、台風、温帯低気圧、梅雨前線、寒冷前線、局地的な雨がある。大災害となるのは梅雨前線末期に大量に降る集中豪雨が最も多く、また、山地には雨量が多くなり、がけ崩れ等が発生する。

##### ア 洪水・浸水

洪水・浸水による被害は、7月～9月に集中する。誘因としては、前線が最も多く次いで雷雨や台風となっている。

また、融雪期の災害があり、日本海に低気圧又は前線があって気温が著しく上昇したときに、降雨が重なって被害が発生する。

##### イ 土砂崩壊

融雪及び豪雨に伴う土砂崩壊による災害が多く発生する。それを気象現象別に大別すると次のようになる。

##### (ア) 土石流

前線活動による大雨に伴って発生し、7月から9月にかけて多い。

##### (イ) がけ崩れ

前線活動による大雨に伴って発生し、7月、8月に集中する。次いで融雪期の4月に多い。

##### (ウ) 地すべり

融雪期に発生するものが多く、4月に集中する。

### (3) 風水害の履歴

本町での風水害の被害では、昭和42年の羽越水害が、死者1名を含む最も甚大な被害をもたらした災害であった。その後は、治水対策が進み大きな被害はないものの、毎年のように浸水被害が発生している。昭和48年以降の風水害の履歴は資料編のとおりである。

### (4) 風水害における危険箇所

現在、指定されている町内での風水害の危険箇所は、重要水防箇所が39箇所（最上川22箇所、犬川8箇所、誕生川5箇所、元宿川4箇所）、土砂災害警戒区域が62箇所（土石流36箇所、地すべり17箇所、急傾斜9箇所）となっている。

※参考資料 川西町重要水防箇所一覧表

※参考資料 川西町土砂災害警戒区域等指定箇所

### (5) 浸水想定区域

川西町における浸水想定区域は、国管理河川の最上川について平成17年度に国から公表を受けたので、ハザードマップを作成し、当該地域住民へ公表を行った。さらに国は、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充し、平成29年1月に公表を行った。

また、県管理河川については、国の公表を受け、順次区域の見直しを行う。対象とする河川は、犬川、黒川、誕生川、鬼面川とする。

※参考資料 最上川ハザードマップ

※参考資料 各河川浸水想定区域図

## 3 雪害

### (1) 雪害の概要

雪害は、西高東低の気圧配置に伴う強い季節風や寒気の流入によるもの及び本州の南海上を低気圧が通過する際の豪雪により、雪崩や融雪災害がある。

### (2) 雪害の発生状況

雪による被害は、西高東低の気圧配置に伴う季節風による場合及び本州南海上を低気圧が通過する際に発生する場合がある。降雪期間は11月から4月上旬までで、1月、2月に最も豪雪となりやすい。

雪害を大別すると次のようになる。

#### ① 積雪害

本町の降雪期間は、11月から4月までで、農業、林業、通信、交通関係に被害を受けることが多い。また、雪圧のため建造物の倒壊、雪おろし及び排雪に伴う事故等の災害もある。

#### ② 風雪害

本町の交通機関等は、冬の季節風に伴う風雪により、大きな影響を受ける。

#### ③ 雪崩

ア 積雪の表層が滑り落ちる新雪（表層）雪崩で、気温が低く既に積もった積雪の上に数10cm以上の新雪が降った場合に発生しやすく、1月から3月初旬にかけて多い。

イ 積雪の全層が滑る全層雪崩で、低気圧又は気圧の谷が日本海を通過し南風が吹いて気温が上昇した時、又は雨が降って雪解けが促進される場合に発生しやすく3月中旬から4月にかけて多い。

#### ④ 融雪害

3～4月、日本海を低気圧が通過するときに発生しやすく、気温の上昇に伴う融雪と

降雨が重なって洪水、がけ崩れ、地すべり等の災害を起こすことが多い。

### (3) 雪害の履歴

昭和52年以降の雪による災害は資料編のとおりである。

## 4 その他の気象災害

### (1) 災害の概要

- ・「落雷」 雷は寒冷前線の通過時や上空に寒気が入って、大気の状態が不安定となったときに発生する。
- ・「ひょう害」 雷雨に伴う現象で、比較的狭い範囲に限られるが、短時間に大きな被害を与えることが多い。4月～6月と10月～11月に農作物に被害を与えることが多い。
- ・「凍霜害」 晩霜（4月～6月）と早霜（10月）
- ・「干害」 主に暖候期に長期間にわたり降水量が少なく、かつ日照りが続くいわゆる干ばつのために発生することが多い。
- ・「冷害」 暖候期に気温が低く雨が多い場合に発生し、冷害の程度には低温の現れる時期や気温の低さ、低温の持続期間などによって違いがある。
- ・「火山災害」 吾妻山の噴火活動などによる災害

### (2) 災害の発生状況

- ① 落雷は、時期的には4月～10月にかけて発生し、8月が最も多い。一方、冬期には季節風に伴って日本海上に発生した雷雲が陸地に侵入して発雷することがある。落雷による被害は、人的、建物の焼失、電力施設の損壊等である。
- ② ひょう害は、寒冷前線の通過時や上空に寒気が入って大気の状態が不安定となったときに強い雷雨に伴って発生するもので、5～7月と10月に多い。
- ③ 霜による被害が発生する時期は、晩霜害の起こる4～5月と早霜害の起こる10月で、特に多いのが5月である。これは夜間の放射冷却によるものと、季節外れの強い寒気の流入によるものがある。
- ④ 干害については、主に農業生産面で被害が発生しやすく、被害を発生させる気象現象は、次の場合である。
  - ア 梅雨前線の活動が弱く空梅雨となり、夏期の降水量が著しく少なくなる場合。
  - イ 日本付近で高気圧が東西に帯状に連なって持続する場合。
- ⑤ 冷害については、夏期に持続的な低温となるために起こる農作物被害であり、次の気象現象が影響する。
  - ア オホーツク海高気圧が優勢で北日本の太平洋側では海霧を伴った冷涼な北東風が吹き影響を与える。
  - イ 日本上空の偏西風が南下し、大陸の寒冷な空気がしばしば北海道や東北地方の北部に流入して、冬の季節風のような影響を与える。
- ⑥ 火山災害については、吾妻山の火山活動によるもの

## 5 大規模事故災害

### (1) 大規模な火災

- ① 多数の者や要介護者が利用し、避難・消火活動に制約がある大規模施設（旅館、スーパー、病院、社会福祉施設等）の火災
- ② 住宅密集地域における大規模延焼火災
- ③ 林野火災

(2) 危険物等の爆発・災害

- ① 高圧ガス、火薬類、危険物類の製造・貯蔵・販売・取扱等を行う施設における漏洩・爆発等
- ② 運搬中における危険物等の漏洩・爆発等
- ③ 有毒ガス等の漏洩等

(3) 航空機事故

航空機の墜落炎上等による災害等

(4) 鉄道災害

旅客列車等の衝突・脱線・転覆・火災等

(5) 特殊災害

原子力災害、多重交通事故等

## 第5節 防災ビジョン

### 1 計画の理念

川西町は、「緑と愛と丘のあるまち」を標榜し、「夢と愛と未来につなぐまち」～田園回帰の時代の流れの中で～を目標にまちづくりを進めている。

その実現に向け、災害から住民の生活と地域を守り、生活が楽しめる安全なまちをつくるため、災害に強い人、組織、まちをつくるという理念を掲げ、防災計画を推進することとする。

### 2 基本目標

#### (1) 防災対策の推進

##### ① 地域防災計画の充実と周知

ハード面における生活環境は年々改善されているものの、少子化・高齢化、過疎化の進行は本町にとって大きな課題である。また、社会経済の発展に伴い、地域社会の変化も早まり災害も多様化してきている。

このようなことから、本町地域防災計画も常に検討を加え、時代に即応した計画にするものとするとともに、広く住民に周知し、住民一人ひとりが、平素から災害に対する心構えと備えを行い、被害を最小限にする。

##### ② ハザードマップの整備

風水害、土砂災害等にかかわる危険区域を常に点検し、ハザードマップ（災害危険区域図）を整備し、住民に対して周知徹底を図り、発災時の警戒避難活動の手順化の指針とするものとする。

##### ③ 地域防災体制の整備

住民の生活を災害から守り地域を保全していくためには、町と関係機関・団体、地域住民が一体となった取り組みが重要である。

そのためには、地域ごとに組織された自主防災組織との連携が重要であり、自分たちの地域は自分たちで守るという防災意識を高め、災害状況に応じた体制を確立するとともに、消防団、関係機関・団体との連携強化を図る。

##### ④ 情報施設の整備・活用

地震、風水害等の災害時において、地域への情報伝達を迅速かつ的確に行うために、防災行政無線（同報系）施設を平成27年度に整備しており、同無線の有効活用を図る。

### 3 町土の保全

#### (1) 治水対策

町内には一級河川が17河川、準用河川が6河川の合計23河川あり、流路延長は、100,119mになる。（資料 川西町河川一覧）

このように多くの河川を抱える本町にとって、治水対策は生活基盤整備の重要な課題のひとつであり、改修事業等を積極的に実施するものとする。

また、改修工事の進捗により、災害は着実に減ってきてはいるものの、住民の災害に対する意識も年々低くなる傾向であり、町あげでの治水対策を進める上で、意識向上を図る研修等が必要である。

#### (2) 土砂崩壊地対策

本町は、総面積の約58.76%が山林である。このため、地すべり、がけ崩れ、土石流の危険区域がある。近年大きな災害はないが、豪雨による小規模な被害が発生している。また、大きな地震が発生した際にも、土砂崩壊の危険が予測される。

これらの点を踏まえ、急傾斜地崩壊防止対策等ハード面を主体とした対策に加え、被害を未然に防止するために住民と行政の連携を深め、予防・警報・避難体制の確立を図るものとする。

#### 4 定住圏の整備

本町は山間部と平野部に大別されるが、豊かな自然を生かした安全で快適な住みよい環境をつくるためには、それぞれの地域特性に対応した防災対策を講じる必要がある。

##### (1) 山間部の防災体制

山間部の集落は、河川沿いの流域に開けたところが多く、さらにその背後には急峻な山が迫っているところも多い。そのため、集中豪雨時には災害発生の危険があり、土砂崩壊地対策や治水対策を重点的に行うものとする。

##### (2) 平野部の防災体制

平野部は、平坦地に集落が形成されており、山間部と比較すると自然災害の発生の危険性は低いが、社会的災害に対する防災機能は十分とはいえない状況である。

今後、道路ネットワークの整備、農業集落排水施設、公園緑地の整備、商業機能の充実等、都市機能の整備を進める中で、多様化する災害に対する防災機能を合わせ持った居住環境の整備を進めるものとする。

#### 5 医療・福祉体制の整備

少子化・高齢化、過疎化、核家族化の進行等により本町を取り巻く社会環境も年々変化してきており災害弱者に対する医療、福祉体制の整備は重要な課題となっており、これらを取り巻く地域社会に対し、主体的に避難救護等の援助活動が行えるように地域の防災体制の整備強化を進めるものとする。

#### 6 克雪体制の整備

除排雪は冬季間の雪から住民の生活を守る重要な事業であり、除雪体制を万全に取り組む必要があると同時に、住民一人ひとりが、道路への排雪を自重し、協働の除排雪体制が必要となっている。また、住民自身が取り組む防災としては、住宅やビニールハウス等の破損、倒壊等を防ぐために、状況に応じた除雪等を、地域の組織との連携の中で進める必要がある。